

# 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」 ポイント

平成25年12月20日(金)

原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

# 1. 安倍政権の福島再生への基本方針

東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先、  
とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け全力を挙げて取り組む

## 2. これまでの主な取り組み

12市町村の  
区域見直しの完了

【3月7日】原災本部決定 ○富岡町 ○葛尾村 ○浪江町  
【5月7日】原災本部決定 ○双葉町  
【8月7日】原災本部決定 ○川俣町 (12市町村すべてで区域見直しが完了)

線量水準に応じた  
防護措置の検討

8月28日  
原子力規制委員会  
「帰還に向けた安全・安心対策に  
関する検討チーム」発足  
11月20日  
「帰還に向けた安全・安心対策に関  
する基本的考え方」を政府に提出  
・帰還後は個人線量重視  
・健康不安対策等を充実しつつ、  
生活する中で長期的に年間1ミリ  
を目指す

賠償の追加の検討

5～6月  
原子力損害賠償紛争審査会  
委員による現地調査、審査会の現地開催  
→新しい賠償指針の策定検討開始  
12月 9日 指針骨子案の提示  
・帰還時の住居建替え等に伴う追加賠償  
・新生活拠点での住居取得に伴う追加賠償  
・帰還困難区域等の精神的損害の一括賠償  
12月26日 指針の決定(予定)

汚染水問題への対応の検討

4月26日 汚染水処理対策委員会発足  
9月 3日 「汚染水問題に関する基本方針」決定  
9月10日 廃炉・汚染水対策関係閣僚会議  
12月10日 汚染水処理対策委員会にて、予防的・  
重層的な対策に係る報告書とりまとめ  
12月20日 「廃炉・汚染水問題に対する追加対策  
とりまとめ

## 3. 今後の対応の全体像のとりまとめに当たっての3つの基本的な方向性

- (1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える
- (2) 福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組を強化する
- (3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する(国と東電の役割分担) 1

# (1) 早期帰還支援と新生活支援の両面からの福島支援

## 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充 (避難指示解除準備区域・居住制限区域を念頭)

- ①安全・安心対策(被ばく低減/健康相談)
- ②帰還に必要十分な賠償の追加
- ③福島再生加速化交付金による帰還に向けた環境整備
- ④復興の動きと連携した除染、現在計画されている除染実施後の更なる取組

↓

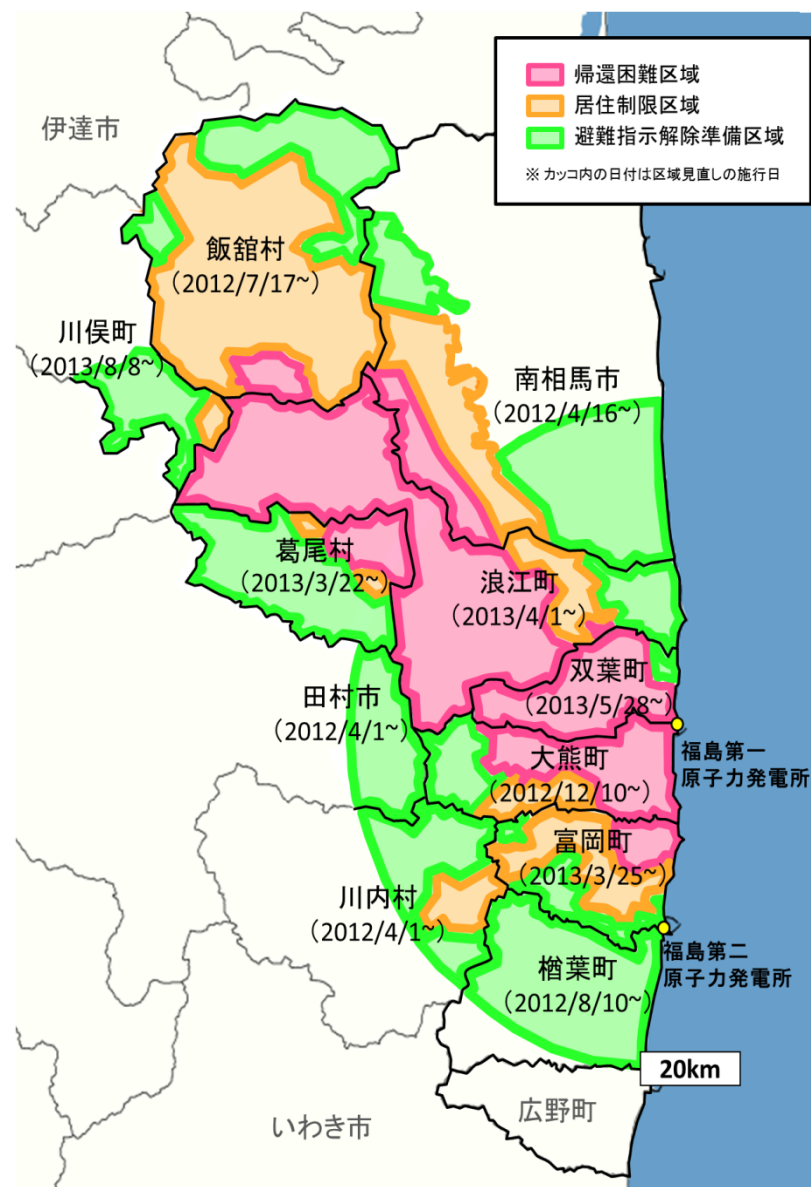
地元と協議しながら  
避難指示解除の具体化へ

## 2. 新たな生活の開始に向けた支援等の拡充 (帰還困難区域等を念頭)

- ①新生活に必要な十分な賠償の追加
- ②区内外の復興拠点の整備
- ③除染モデル事業等を踏まえた今後の地域づくりや除染等の取扱いの検討

↓

地元とともに  
中長期・広域の将来像の検討具体化へ



## (2) 事故収束(廃炉・汚染水対策)に関する万全な対応

福島第一原子力発電所の事故収束(廃炉・汚染水対策)は、福島再生の大前提

- ①廃炉は、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ確実に進める
- ②汚染水問題については、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行



### 国の取組

- ①予防的・重層的な対策を新たに実施。このうち、技術的難易度が高く、国が前面に出るべき対策は、平成25年度予備費や補正予算も活用
- ②「廃炉対策推進会議」を、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に統合・一本化し、国の司令塔機能を強化
- ③廃炉推進に向け、内外の専門人材を結集した新たな支援体制を構築する。その際、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原賠機構の活用も含めて検討

### 東京電力の取組

廃炉・汚染水対策に優先的かつ持続的に集中して取り組むため、可及的速やかに社内分社化を行うとともに、電力システム改革を踏まえて発電・送配電・小売事業の子会社化を行う

### (3) 国と東電の役割分担の明確化 ～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応策～

- 福島再生には、廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染・中間貯蔵施設事業について、十分な資金的手当が必要。福島再生を滞りなく進めるため、国と東京電力の役割分担を明確化
- 国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島再生を両立



#### 基本的枠組み

- ①賠償は、東京電力の責任において適切に行う。実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設の費用は、除染特措法に基づき、事業実施後に東京電力に求償
- ②必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法に基づき、支援【交付国債枠5兆円→9兆円】

#### 国と東京電力の新たな負担のあり方

- ①現在計画されている除染事業の費用相当分【約2.5兆円程度】  
－東京電力への求償とした上で、機構保有の東京電力株式の売却益により回収を図る
- ②中間貯蔵施設費用相当分【約1.1兆円程度】  
－東京電力への求償とした上で、エネルギー特会から原賠機構に交付する資金により回収  
(復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない)

#### 東京電力等の取組

- ①東京電力は、分社化など電力システム改革を先取りして企業価値を高め、除染等費用相当分の早期回収・国民負担の抑制を実現
- ②東京電力による前例のない取組に不可欠となる金融機関の一段の関与・協力により、東京電力の改革が確実に実行に移され、政府による取組とあいまって福島再生を加速

地元と十分協議しながら、福島再生の道筋を具体化する

## 福島再生に向けた政府の取組方針

- (1) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充  
+  
新たな生活の開始に向けた支援の拡充
- (2) 事故収束(廃炉・汚染水対策)への万全な対応
- (3) 国と東京電力の役割分担の明確化



地元と十分に協議し、福島再生の道筋を順次具体化



避難指示解除・早期帰還の実現へ

中長期・広域の地域の将来像の具体化へ